

高知県企業立地促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県への企業立地を促進することにより、産業の発展と雇用機会の拡大を図り、もって本県経済の基盤強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内企業」とは、登記簿に記載された本店の所在地が県内である企業をいう。
- (2) 「県外企業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 登記簿に記載された本店の所在地が県外である企業
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合のうち、アが出資総額の25%以上を拠出しているもの
- (3) 「新增設」とは、次に定めるものをいう。
 - ア 新設
県内に既存の工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない企業が、取得等を行った県内の指定用地等（指定用地及び指定外用地をいう。以下同じ。）へ工場等を設置する場合をいう。
 - イ 敷地内純増設
企業が第5条の規定に基づく指定の日（以下「企業指定日」という。）よりも前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地を含む。）に工場等を設置する場合（既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合を含む。）をいう。
 - ウ 敷地外純増設
 - (ア) 県内に既存の工場等を有する企業が新たに取得等を行った県内の指定用地等へ工場等を設置する場合でエに該当しないものをいう。
 - (イ) 企業が企業指定日よりも前から取得等をしている土地に工場等を設置することに伴い、新たに取得等を行う県内の指定用地等へ必要となる施設を設置する場合をいう。
 - エ 移転増設
県内に既存の工場等を有する企業が、取得等を行った指定用地等へ当該工場等を移転させる場合のうち、移転前後における土地等の面積又は建物の延べ床面積（「建物の延べ床面積」は、登記簿に記載された床面積（当該建物が登記されていない場合は、固定資産税の課税の基礎となった床面積）とする。ただし、本県以外にも工場等を有する場合、本社機能の用に供する建物の床面積は除く。）が増加する場合をいう。
- (4) 製造業に係る「工場等」とは、「事業の用に供する施設」のうち、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設をいう。
宿泊業に係る「工場等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を営む施設をいう。ただし、地方公共団体及び第三セクター方式による

法人が所有し、又は新たに設置する施設は除く。

- (5) 「共同研究」とは、高知工科大学、高知大学若しくは高知工業高等専門学校等の県内教育機関又は高知県工業技術センター若しくは公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して行う共同研究をいう。

(指定用地)

第3条 この要綱により、企業立地を促進する対象の土地（以下「指定用地」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 第1種指定用地

県又は国等（国及び国が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）が企業を誘致する目的で開発したもの及び県と市町村とが企業を誘致する目的で共同開発したものをいう。

(2) 第2種指定用地

市町村等（市町村及び市町村が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）又は企業が、工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）の用地として開発する一団の土地のうち、知事が指定するものをいう。

(3) 第3種指定用地

市町村等が工場等の用地として開発した一団の土地、高度化融資資金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及び高知県中小企業高度化資金貸付規則（平成3年高知県規則第48号）に基づくものをいう。）によって工場等の用地として開発された一団の土地又は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）により開発された工業団地のうち、知事が指定するものをいう。

- 2 指定用地の名称又は指定要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(指定外用地)

第4条 この要綱により、指定用地以外の土地（以下「指定外用地」という。）は、次に掲げるいずれかの土地とする。

- (1) 知事が別に定めるサテライトオフィス等の業務を行おうとするオフィス及びサテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする土地
- (2) 知事が別に定める小売業・宿泊業・飲食サービス業の業務を行おうとする土地
- (3) 県又は市町村が誘致した企業が現に立地している土地
- (4) 市町村の長又は知事との間において立地についての事前協定（当該市町村又は県の役割が明記されたものに限る。）を締結した企業が取得等（取得又は借上げをいう。以下同じ。）を行おうとする土地
- (5) 周辺の操業環境並びに工業用水及び進入路等のインフラ環境に現状支障がなく、かつ、工場の新増設によって支障が生じるおそれがないと認められる土地

(指定用地における企業の指定)

第5条 知事は、別表第2に定める指定要件に該当する企業のうち、指定用地内において工場等の

新增設を行おうとする企業を指定することができる。

- 2 前項の規定に基づく指定の対象となる企業は、指定用地の取得又は借上げ（以下「取得等」という。）を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日から、それ以外の場合は建物建設工事に着手しようとする日から、それぞれ原則として3年以内に操業を開始しようとする企業とする。

（指定外用地における企業の指定）

第6条 知事は、別表第3に掲げる業種区分に該当する企業のうち、指定外用地において、工場等の新增設を行おうとする企業（サテライトオフィス等の事業所の用に供する建物を新たに取得し、サテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする者（以下「誘致支援企業」という。）を含む。）を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定の対象となる企業（誘致支援企業を除く。）については、前条第2項の規定を準用する。
- 3 誘致支援企業に対する企業指定の効力は、前条第2項の規定にかかわらず、原則として、当該建物取得の日から1年間とする。

（共同事業の取扱いについて）

第7条 企業が自らの子会社又は関連会社と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うものとする。

- 2 前項の規定による企業の指定の手続きについては、共同で事業を実施する全ての企業が連名で行うものとする。

（助成措置）

第8条 知事は、指定用地の立地条件の向上を図る事業を実施する市町村に対し、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

- 2 知事は、第5条第1項又は第6条第1項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、別に定めるところにより補助金を交付し、又は中核企業支援融資の認定を行うことができる。

（地位の承継の届出）

第9条 指定企業は、当該指定を受けた日から前条の規定による助成措置に係る知事の決定又は認定を受けるまでの間において、合併、譲渡その他の事由により当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、その事実を知事に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第10条 知事は、第3条第1項第2号に規定する第2種指定用地又は同項第3号に規定する第3種指定用地が指定用地の要件を欠いたと判断したときには、その指定を取り消すものとする。

- 2 知事は、指定企業が虚偽その他不正な手段により指定を受けたと判断したとき又は指定の要件を欠いたと判断したときは、その指定を取り消すものとする。

(情報の開示)

第 11 条 知事は、この要綱に基づき作成された文書に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求を受けた場合は、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目を除き、原則として開示するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 11 月 7 日から施行し、平成 9 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 27 日から施行し、平成 10 年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から施行し、平成 12 年度事業から適用する。

2 改正前の要綱第 2 条第 7 号及び同条第 8 号に規定する指定工業団地及び指定小規模工場用地は、改正後の要綱第 2 条の規定による別表第 1 に掲げる指定工場用地とみなす。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 25 日から施行し、平成 13 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 13 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 21 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以降に操業を開始しようとする事業から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定に基づき指定を受けている者に関しては、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の規定に基づき指定を受けている用地は、改正後の規定による指定用地とみなす。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定に基づき指定を受けている者に関しては、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定に基づき指定を受けている者に関しては、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定に基づき指定を受けている者に関しては、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。